

筆界特定の手続に関する通知

下記1の筆界特定の手続について、不動産登記法第136条第1項の規定に基づく下記2の関係人に対する下記3の通知を、同法第136条第2項の規定により準用する同法第133条第2項の規定により掲載する。

令和8年5月26日

京都地方法務局筆界特定登記官

記

1 筆界特定の手続の表示

手続番号 令和7年第138号

対象土地 京都市山科区勧修寺東栗栖野町35番1
京都市山科区勧修寺東栗栖野町35番4

手続番号 令和7年第139号

対象土地 京都市山科区勧修寺東栗栖野町35番1
京都市山科区勧修寺東栗栖野町35番8

手続番号 令和7年第140号

対象土地 京都市山科区勧修寺東栗栖野町35番1
京都市山科区勧修寺東栗栖野町29番2

2 関係人の氏名又は名称

林市郎兵衛

3 通知をすべき事項

- (1) 筆界特定の手続に係る測量（実地調査）の実施の通知

- (2) 上記(1)の事項を記載した書面をいつでも関係人に交付する。

筆界特定の手続に関する通知

下記1の筆界特定の手続について、不動産登記法第140条第1項の規定に基づく下記2の関係人に対する下記3の通知を、同法第140条第6項の規定により準用する同法第133条第2項の規定により掲載する。

令和8年5月26日

京都地方法務局筆界特定登記官

記

1 筆界特定の手続の表示

手続番号 令和7年第138号

対象土地 京都市山科区勧修寺東栗栖野町35番1
京都市山科区勧修寺東栗栖野町35番4

手続番号 令和7年第139号

対象土地 京都市山科区勧修寺東栗栖野町35番1
京都市山科区勧修寺東栗栖野町35番8

手続番号 令和7年第140号

対象土地 京都市山科区勧修寺東栗栖野町35番1
京都市山科区勧修寺東栗栖野町29番2

2 関係人の氏名又は名称

林市郎兵衛

3 通知をすべき事項

(1) 筆界特定の手続に係る意見聴取等の期日の開催の通知

(2) 上記(1)の事項を記載した書面をいつでも関係人に

交付する。

筆界特定の手続に関する通知

下記1の筆界特定の手続について、不動産登記法第136条第1項の規定に基づく下記2の関係人に対する下記3の通知を、同法第136条第2項の規定により準用する同法第133条第2項の規定により掲載する。

令和8年5月26日

京都地方法務局筆界特定登記官

記

1 筆界特定の手続の表示

手続番号 令和7年第139号

対象土地 京都市山科区勧修寺東栗栖野町35番1
京都市山科区勧修寺東栗栖野町35番8

手続番号 令和7年第140号

対象土地 京都市山科区勧修寺東栗栖野町35番1
京都市山科区勧修寺東栗栖野町29番2

手続番号 令和8年第17号

対象土地 京都市山科区勧修寺東栗栖野町35番7
京都市山科区勧修寺東栗栖野町29番2

手続番号 令和8年第18号

対象土地 京都市山科区勧修寺東栗栖野町35番7
京都市山科区勧修寺東栗栖野町31番1

2 関係人の氏名又は名称

小宅亀次郎

3 通知をすべき事項

- (1) 筆界特定の手続に係る測量（実地調査）の実施の通知
- (2) 上記(1)の事項を記載した書面をいつでも関係人に交付する。

筆界特定の手続に関する通知

下記1の筆界特定の手続について、不動産登記法第140条第1項の規定に基づく下記2の関係人に対する下記3の通知を、同法第140条第6項の規定により準用する同法第133条第2項の規定により掲載する。

令和8年5月26日

京都地方法務局筆界特定登記官

記

1 筆界特定の手続の表示

手続番号 令和7年第139号

対象土地 京都市山科区勧修寺東栗栖野町35番1
京都市山科区勧修寺東栗栖野町35番8

手続番号 令和7年第140号

対象土地 京都市山科区勧修寺東栗栖野町35番1
京都市山科区勧修寺東栗栖野町29番2

手続番号 令和8年第17号

対象土地 京都市山科区勧修寺東栗栖野町35番7
京都市山科区勧修寺東栗栖野町29番2

手続番号 令和8年第18号

対象土地 京都市山科区勧修寺東栗栖野町35番7
京都市山科区勧修寺東栗栖野町31番1

2 関係人の氏名又は名称

小宅亀次郎

3 通知をすべき事項

- (1) 筆界特定の手続に係る意見聴取等の期日の開催の通知
- (2) 上記(1)の事項を記載した書面をいつでも関係人に交付する。